

継続的性格：オランダ東インド会社

2、家内営業（企業）

職人による家内工業組織

特徴) 家計充足に限定、余剰利益追求はなし

自己技術への誇り → 自己労働

生産手段（道具）を所持し手工業生産

封建的師弟関係：親方職人と技術見習い

3、企業への転化

商人の出現と問屋制の発展

身分制度の崩壊

↓

工場制の誕生 → 賃金労働者の誕生

企業（営利事業組織）への発展

協業（多労働者が伴に作業）の成立

事業主は自己労働よりも全体**管理**の必要性

自己労働をしなくても、家計充足可能

余剰利益の取得

その後、産業革命による機械技術の導入により本格化

2.4 企業形態の展開

1、個人企業

一人の出資者

個人的信用・・・企業が返済不能に陥った場合は、出資者が**完済**：無限責任

出資者＝発言・支配権（自己意識の反映）の保持

通常、他社依存はない＝所有と経営の一体化

3つの限界点

資本調達力の限界

負債の限界（出資者の消極的姿勢）

利益機会の限界

∴複数出資者の必要性 = 企業形態の発展（制度的発展）

≠個人

2、合名会社

複数の出資者：集団企業、会社企業（商法）、会社

会社の最も初期的形態＝合名会社

出資者の複数・分散化 → 発言・支配権の複雑化

合理的手段としての合議制（各出資者の意思を全員の話し合いによって決定）

限界点

信頼関係が前提・・・出資者が限定（通常は親族）

＝人的信用保証の必要性：出資者全員による無限責任

共同経営者として、会社全体を直接管理

つまり、合名会社は「資本調達力の限界」の一部を克服したに過ぎない

∴よりいっそうの出資規模の拡大（利益機会獲得）の必要性

＝ 企業形態の発展（制度的発展）

3、合資会社

新しい出資分散方式（持分出資者）の創出

ぷらす、合議制の維持

持分出資者とは発言・支配権を有しない新たなタイプの出資者

持分出資者の特徴

マイナス要因：発言・支配権の放棄

プラス要因（誘因）：無限責任の免除（責任の有限化）

出資額を限度

支配出資者の特徴

マイナス要因：発言・支配権の獲得

プラス要因：無限責任

合資会社の最大の特徴：債務履行に関する責任の分割

結果）

合議制の維持

出資規模の拡大に成功

限界点

持分出資者の離脱が困難

支配出資者への絶対的な信頼が前提

＝持分出資者の範囲限定

4、株式合資会社

合資会社と株式会社の間

持分の株式化

所要額を小口化すること

⇒出資金額の小口化

株券・・・高い譲渡性

限界点

持分出資者に限定、支配出資者は無限責任

つまり、負債の限界（出資者の消極的姿勢）は残ったまま

5、株式会社

資本金全額の株式化（均一小額単位＝株式）

人的保証からの脱却＝資本金の拡大可能性の確保

一方、支配出資者の特権（発言・支配権）の損失

＝株式毎に支配権が等しく分割

新たな問題点）持分出資者への発言・支配権の開放 「船頭多くして船山に登る」

解決法)

全出資者（旧持分出資者・旧支配出資者）へ支配権を付与

＋（加えて）

実質的な支配の権限を支配支出者へ

すなわち

株式会社の株式とは、単なる持分の単位ではなく、出資者としての権利の単位、あるいは単位化された出資者としての権利そのもの

株式の所有者＝発言・支配権の所有

「株式化」の最大の貢献

支配出資者に帰属していた支配権は、株式それ自体の中に独立

⇒すべての出資者（旧支配出資者・旧持分出資者）は一様に株式保有者（株主）へ

株式を所有するものは誰でも、支配権の保有者へ

⇒すべての株主が支配権を保有

重要キーワード

有限責任：出資者は出資の範囲で責任を負う

株主総会：支配のメカニズム、最高意思決定機関

取締役会：株式会社そのものの経営を担当する取締役

専門経営者：株主総会によって委託された専門経営者、経営学の必要性

6、有限会社

中小企業のために株式会社の制度的特質を簡素化した形態

①資本金の均一単位への分割

②出資口数に比例する支配権

③全出資者の有限責任体制

以上、小松章（1990）『企業形態論』新世社をまとめた。